

## (10) 学校で使う机・椅子等について

自立活動専科

### 1. 机・椅子（車椅子）について

学校で使う机・椅子（車椅子）は、学校備品として準備できます。学校備品を調整したり修繕したりして使用します。また、身体に合うように新しく製作する場合があります。机・椅子（車椅子）を学校備品として準備する際は、現在担当の訓練士等のご意見を伺いながら計画を立てて、採寸や仮あわせを行う予定にしています。

また、ご家庭で用意された個人の椅子（車椅子）を使用することもできます。すでに、学校で使用するために椅子（車椅子）を作られた方、補装具交付の申請をされた方、訓練施設等で作る約束をされている方におかれましては、本校教頭にご相談ください。

### 2. 通学バス用のカーシートについて

通学バスを利用する場合、カーシート類はご家庭でご準備ください。

各座席には、ベルト・カーシート類の取り付けが可能です。お子さまの安全が確保できるものであれば種類は問いません。お子さまの実態に合わせて、適切なものをお選びください。ただし、サイズと取り付け方法に制限があります。不明な点は本校教頭にご相談ください。なお、試乗の際に関係者で安全確認をしてから、使用開始となります。

ちなみに、カーシートを製作する場合は、「補装具」として福岡市から購入資金の援助を受けられる福祉制度があります。各区の福祉・介護保険課（保健福祉センター内）に申請してから納品までは、少なくとも数週間から1ヶ月以上かかることもありますのでご注意ください。入学までに間に合わない場合は、納品までの間、学校のカーシートを貸し出すことも可能なのでご相談ください。

### 3. 便器について

訓練用便器（オマル）が必要なお子さまについては、指導の経過を観察した上で、学校備品として用意いたします。椅子と同様で、学校備品を調整・修繕して使用します。新規製作する場合があります。また、体格や身体の特徴が似ている児童生徒が複数いる場合は、共用で使用します。

### 4. 訓練器具について

個人の物として、装具(コルセット・靴)や、歩行器、立位台等の訓練器具を学校で使用できる場合があります。まずは、器具を持ち込む前に必ず担任へご連絡ください。学校での使用目的と使用上の注意事項を訓練担当者にお聞きします。その後、担任とご本人、保護者とで使用方法等を十分に検討します。これらの器具は、医療器具に類するものなので、医師または訓練士と使用目的を共有し、使用方法や留意点について十分に説明を受けてから、学校の教育上支障のない範囲で使用開始となります。

### 5. その他 ご入学までは、自立活動専科が窓口となりご相談をさせていただきます。

- ※ 入学後、上記の件についてご不明な点がございましたら、まずは担任へお知らせください。その後、自立活動専科も一緒に椅子等の修繕や関係機関との連絡に関わらせていただきます。